

工 事 請 負 変 更 契 約 書

印 紙

工 事 名

工 事 場 所 玖珠郡九重町大字

変更契約事項

1 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

2 変更請負増(減)額 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕
【〔 〕の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。】

3 建設発生土の搬出先等

4 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 分別解体等の方法、(2) 解体工事に要する費用、(3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4) 再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

5 工事の変更内容は別紙変更設計書、仕様書、図面のとおりとする。

6 完成期限は 年 月 日を 年 月 日とする。

7 契約保証金は を とする。

8 その他原契約書、契約条項のとおり

上記のとおり変更契約を締結し、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

発注者 九重町長

印

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

- 備考
1. 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯及び建設発生土の搬出先等は、原契約書の記載内容に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
 2. 変更請負額の増減は一方を抹消し、減額の場合は朱書きのこと。
 3. 完成期限は、変更のない場合は抹消のこと。
 4. 契約保証金は、原契約に記載の保証の額に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
 5. 抹消の場合は、訂正印を押印のこと。